

令和7年度（2025年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

【B日程入試】法律専門科目試験

商法 出題の意図

問題1

名義書換の不当拒絶の効力および基準日後の株式取得者の権利行使を問う問題である。

（1）名義書換の不当拒絶について、判例（最判昭和41・7・28民集20巻6号1251頁）は、「正当の事由なくして株式の名義書換請求を拒絶した会社は、その書換のないことを理由としてその譲渡を否認し得ないのであり……，従って，このような場合には，会社は株式譲受人を株主として取り扱うことを要し，株主名簿上に株主として記載されている譲渡人を株主として取り扱うことを得ない」として、法的に名義書換されたのと同様の効果を導き出している（過失による名義書換未了も同様）。

したがって、本問の株主名簿上の株主はBということになり、Bは甲社に対して剰余金配当請求権を行使することができ、Aにも不当利得返還請求が可能となる。

（2）甲社の基準日は、3月31日であるところ、本件株式の譲渡日が4月1日なのであれば、譲受人Bは、基準日における株主ではないから、権利行使は認められない。議決権行使については、会社法上、特別な規定が置かれているが（会社法124条4項）、基準日株主Aの同意が必要となる。

問題2

会社法362条2項2号に関する理解、判例（最判昭和48・5・22民集27巻5号655頁）の理解を確認する問題である。判例によると「株式会社の取締役会は会社の業務執行につき監査する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行なわれるようにする職務を有するものと解すべき」であるとする。